

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○生活保護法による介護機関の指定(2件)	(福祉指導課) 1
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(2件)	( " ) 2
○牛のヨーネ病の発生	(畜産振興課) 3
○基本測量の実施の通知	(用地対策課) 3
○基本測量の終了の通知	( " ) 3
○公共測量の終了の通知	( " ) 3
○道路の区域変更	(道路課) 3
○道路の供用開始	( " ) 3
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止	(会計企画課) 3
公告	
○狩猟免許試験の実施	(鳥獣対策室) 3
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施	( " ) 4
○土地改良区の役員の就任	(農業基盤課) 4
○土地改良区の役員の就退任(3件)	( " ) 4
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項(伐倒及び薬剤による防除)	(林業改革課) 5
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項(薬剤による防除)	( " ) 5
○開発行為に関する工事の完了(3件)	(都市計画課) 6
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	6
高知県労働委員会告示	
○あっせん員候補者の氏名等	7

## 告 示

### 高知県告示第308号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成18年4月1日	社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160-1	デイサービスセンターアザレア 安芸市川北甲3731 認知症対応型通所介護
平成18年6月9日	有限会社高橋車椅子 香南市夜須町出口497	有限会社高橋車椅子 香南市夜須町出口497 特定福祉用具販売
平成18年7月1日	有限会社スーパーストア富士屋 南国市後免町二丁目1-19	富士屋ベターライフ香北 香美市香北町蕪生野177-4 居宅介護支援
平成18年7月19日	有限会社四国総合介護システム 土佐市家俊字垣添1083	ファミリー居宅介護支援事業所 土佐市家俊字垣添1083 居宅介護支援
平成18年8月1日	医療法人みずき会 安芸郡芸西村和食甲4268	ヘルパーステーションげいせい 安芸郡芸西村和食甲4268 訪問介護
平成18年9月1日	医療法人地塩会 南国市後免町三丁目1-27	グループホーム新荘の里 須崎市下分甲606-3 認知症対応型共同生活介護
"	社会福祉法人須崎福祉会 須崎市上分丙1758-2	老人デイサービス清流 須崎市上分丙1758-2 認知症対応型通所介護
"	有限会社岸本グループ 宿毛市宿毛1714-1	訪問介護事業所すくも 宿毛市宿毛1714-1 訪問介護
"	"	居宅介護支援事業所すくも 宿毛市宿毛1714-1 居宅介護支援
平成18年9月15日	特定非営利活動法人NPOクリア 南国市左右山167-1	ケアプランセンターFair 南国市左右山167-1 居宅介護支援

平成18年10月1日	高知県厚生農業協同組合連合会 南国市明見字中野526-1	居宅介護支援事業所J Aみのり 南国市明見字八反田645-1 居宅介護支援
平成19年1月1日	社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160-1	老人保健施設しお風 香南市赤岡町1186-1 訪問リハビリテーション
平成19年1月8日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535	デイサービスセンターさんさん 室戸市領家270-1 通所介護
平成19年2月1日	医療法人岩河会 香美市土佐山田町百石町二丁目4-20	指定居宅介護支援事業所ケアプランセンターあじさい 香美市香北町美良布1298 居宅介護支援
"	有限会社ぬくもり介護センターおおの 吾川郡仁淀川町森3675	デイサービスセンターおおど 吾川郡仁淀川町潰溜567 通所介護
平成19年2月14日	有限会社ヘルパーステーションさち 南国市東山町一丁目479	デイサービスセンターさち 南国市東山町一丁目479 通所介護

### 高知県告示第309号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成18年4月1日	四万十農業協同組合高岡郡四万十町榊山町586-2	J A四万十ホームヘルプサービス 高岡郡四万十町榊山町586-2 介護予防訪問介護
"	有限会社スーパーストア富士屋 南国市後免町二丁目	指定訪問介護事業所富士屋ヘルパーステーションベターライフ

	1-19	南国市後免町二丁目1-19 介護予防訪問介護
〃	〃	特定福祉用具販売事業所 富士屋ベターライフ 南国市後免町二丁目1-19 介護予防福祉用具販売
〃	〃	指定介護予防福祉用具貸与 事業所富士屋ベターライフ 南国市後免町二丁目1-19 介護予防福祉用具貸与
〃	有限会社ヘルパーステーションさち 南国市東山町一丁目479	有限会社ヘルパーステーションさち 南国市東山町一丁目479 介護予防訪問介護
平成18年6月1日	南四国部品株式会社 高岡郡越知町越知甲1580-1	デイサービスセンターた いよう 安芸郡安田町西島72-1 介護予防通所介護
平成18年7月1日	医療法人元湧会 四万十市駅前町9-16	介護老人保健施設あいさ んさん 四万十市駅前町9-16 介護予防通所リハビリテ ーション 介護予防短期入所療養介 護
平成18年8月1日	社会福祉法人土佐清 水市社会福祉協議会 土佐清水市寿町11-9	土佐清水市地域包括支援 センター 土佐清水市以布利83-5 介護予防支援
〃	南四国部品株式会社 高岡郡越知町越知甲1580-1	介護サービスなごみ中芸 事業所 安芸郡田野町1456-45 介護予防訪問介護
平成18年9月1日	〃	介護サービスなごみ椿原 事業所 高岡郡椿原町広野379 介護予防訪問介護

〃	医療法人元湧会 四万十市駅前町9-16	ヘルパーステーションと んぼ 四万十市駅前町9-16 介護予防訪問介護
平成18年10月1日	春野町 吾川郡春野町西分15	春野町地域包括支援セン ター 吾川郡春野町西分1-1 介護予防支援
〃	南四国部品株式会社 高岡郡越知町越知甲1580-1	田野町デイサービスセン ター桃山 安芸郡田野町1456-45 介護予防通所介護
〃	〃	デイサービスなごみ 高岡郡越知町越知甲1580 -1 介護予防通所介護
〃	〃	介護サービスなごみ高知 事業所 高岡郡越知町越知甲1580 -1 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスセンターわ だじま 高岡郡椿原町川西路2320 -1 介護予防通所介護
平成18年11月1日	社会福祉法人春野町 社会福祉協議会 吾川郡春野町西分1-1	あじさい会館通所介護事 業所 吾川郡春野町西分1-1 介護予防通所介護
〃	社会福祉法人津野町 社会福祉協議会 高岡郡津野町姫野々431-1	津野町社会福祉協議会指 定訪問介護事業所 高岡郡津野町姫野々431 -1 介護予防訪問介護
平成18年12月1日	医療法人互生会 宿毛市平田町戸内1802	介護老人保健施設ぎん な ん荘 宿毛市平田町戸内1802 介護予防通所リハビリテ ーション 介護予防短期入所療養介

		護
平成19年1月1日	社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160-1	老人保健施設しお風 香南市赤岡町1186-1 介護予防訪問リハビリテ ーション
平成19年1月8日	社会福祉法人ふるさ と自然村 南国市岡豊町中島1535	デイサービスセンターさ んさん 室戸市領家270-1 介護予防通所介護
平成19年2月1日	有限会社ぬくもり介 護センターおの 吾川郡仁淀川町森3675	デイサービスセンターお おど 吾川郡仁淀川町濱溜567 介護予防通所介護
〃	〃	ぬくもり介護センターお おの 吾川郡仁淀川町森3675 介護予防訪問介護
平成19年2月14日	有限会社ヘルパース テーションさち 南国市東山町一丁目479	デイサービスセンターさ ち 南国市東山町一丁目479 介護予防通所介護

高知県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項におい  
て準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止に  
ついて次のとおり届出があった。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年1月1日	特定非営利活動法人 介護センター土佐み ずき 土佐市高岡町字小芝 丙196-8	特定非営利活動法人介護 センター土佐みずき 土佐市高岡町字小芝 丙 196-8 訪問介護
平成19年3月21日	有限会社クライム 吾川郡いの町1368-1	ねむのき薬局 香美市土佐山田町東本町 三丁目1-17 居宅療養管理指導

高知県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成18年4月1日	医療法人岩河会 香美市土佐山田町百石町二丁目4-20	グループホームびらふ 香美市香北町美良布1298 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成19年3月1日	有限会社メディアファ 須崎市大間東町1-8	メディアファ長山薬局緑町店 須崎市緑町4-10 介護予防居宅療養管理指導
平成19年3月21日	有限会社クライム 吾川郡いの町1368-1	ねむのき薬局 香美市土佐山田町東本町三丁目1-17 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第312号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日	処 分
1頭	高知市	平成19年3月22日	殺処分

高知県告示第313号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 作業種類  
基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 作業期間  
平成19年4月9日から平成20年3月24日まで
- 作業地域

高知県全域

高知県告示第314号

国土交通省国土地理院長から平成18年4月高知県告示第354号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成19年3月23日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県告示第315号

広島防衛施設局長から平成19年1月高知県告示第3号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量を平成19年3月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年4月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 高台寺川北
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノロ字イノ モト810番1から 安芸市土居字柳井田 81番1まで	前	3.3 } 20.0	803
	後	13.4 } 20.0	803

高知県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年4月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 高台寺川北
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノロ字イノモト 810番1から 安芸市土居字柳井田81番1 まで	803	平成19年4月20 日

高知県告示第318号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称  
吾川郡春野町西分15  
春野町
- 売りさばき所の所在地及び名称  
吾川郡春野町西分15  
春野町役場
- 廃止年月日  
平成19年3月31日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 実施の日時及び場所等

日時	場所	試験を実施する免許の種類
平成19年7月2日 午前10時30分から	高知県立ふくし交流プラザ	網猟免許及びわな猟免許
〃 〃 3日 〃 10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 18日 〃 10時30分から	中村地区建設協同組合会館	網猟免許及びわな猟免許
〃 〃 19日 〃 10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 28日	高知県立ふくし交流	網猟免許及びわな

〃	10時30分から	プラザ	猟免許
〃	〃 29日	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃	10時から		
〃	8月28日	田野町ふれあいセンター	網猟免許及びわな猟免許
〃	10時30分から		
〃	〃 29日	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃	10時から		

- 2 免許申請手数料  
現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については4,000円、その他の者については5,300円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄にはり付けること。）
- 3 免許申請書の提出場所及び提出期限  
高知県政策企画部鳥獣対策室にそれぞれの試験の実施日の10日前までに到着するように提出すること。
- 4 免許申請書の配布場所  
高知県政策企画部鳥獣対策室及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他  
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県政策企画部鳥獣対策室に問い合わせること。

~~~~~

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成19年4月20日  
高知県知事 橋本 大二郎

1 実施の日時及び場所

| 実施市町 | 日時                   | 場所           |
|------|----------------------|--------------|
| 高知市  | 平成19年6月21日<br>午後1時から | 高知県猟友会館      |
| 本山町  | 〃 7月4日               | 本山町プラチナセンター  |
| 黒潮町  | 〃 〃 17日              | ふるさと総合センター   |
| 高知市  | 〃 〃 22日              | 高知県立ふくし交流プラザ |
| 須崎市  | 〃 8月8日               | 須崎市立市民文化会館   |

|     |         |  |             |
|-----|---------|--|-------------|
|     | 〃       |  |             |
| 高知市 | 〃 〃 22日 |  | 高知県猟友会館     |
| 田野町 | 〃 〃 27日 |  | 田野町ふれあいセンター |
| 高知市 | 〃 9月4日  |  | 高知県猟友会館     |

- 2 免許更新申請手数料  
2,900円（高知県収入証紙を免許更新申請書の所定欄にはり付けること。）
- 3 免許更新申請書の提出場所及び提出期限  
高知県政策企画部鳥獣対策室へそれぞれの講習の実施日の10日前までに到着するように提出すること。
- 4 免許更新申請書の配布場所  
高知県政策企画部鳥獣対策室及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他  
提出書類その他詳細については、高知県政策企画部鳥獣対策室に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市角谷土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成19年4月20日  
高知県知事 橋本 大二郎

役名 氏名 住所  
理事 津野 光代 須崎市下分乙333

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市安和土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年4月20日  
高知県知事 橋本 大二郎

役名 氏名 住所  
(退任)  
理事 古谷 直輝 須崎市安和 647  
〃 古谷 孝司 〃 〃 831  
〃 北澤 利文 〃 〃 1129  
〃 濱口 泰清 〃 〃 264-2  
〃 岡村 和男 〃 〃 313  
〃 岡村 賢一 〃 〃 304-1

〃 中城 徹 〃 〃 980  
〃 古谷 武士 〃 〃 830  
〃 古谷 好文 〃 〃 832  
〃 古谷 豊幸 〃 〃 547  
〃 今橋 康憲 〃 〃 718  
〃 古谷喜代一 〃 〃 373-2  
〃 古谷 貞幸 〃 〃 371  
〃 古谷 義博 〃 〃 675-2  
〃 北澤 一男 〃 〃 1023-1  
〃 古谷 武徳 〃 〃 365  
監事 今橋 秋雄 〃 〃 704  
〃 古谷 久通 〃 〃 366  
〃 古谷 誠一 〃 〃 829  
〃 古谷 正延 〃 〃 292  
(就任)  
理事 北澤 一男 須崎市安和1023-1  
〃 北澤 利文 〃 〃 1129  
〃 古谷 誠一 〃 〃 829  
〃 古谷 孝司 〃 〃 831  
〃 古谷 武徳 〃 〃 2740  
〃 古谷 正延 〃 〃 292  
監事 古谷 直輝 〃 〃 647  
〃 中城 徹 〃 〃 980

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市上分土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年4月20日  
高知県知事 橋本 大二郎

役名 氏名 住所  
(退任)  
理事 青木 耕蔵 須崎市上分乙 648-1  
〃 大崎 辰男 〃 〃 甲1593  
〃 橋田 孝一 〃 〃 甲1491  
〃 高野 武幸 〃 〃 甲1316-2  
〃 山下 裕一 〃 〃 甲1158  
〃 廣見 茂 〃 〃 甲 460-1  
〃 上田 泰三 〃 〃 甲 483-ロ  
〃 梅原 一雄 〃 〃 甲 259  
〃 川田 光一 〃 〃 丙1364-1  
〃 中山 正信 〃 〃 丙1006  
〃 小松 明義 〃 〃 丙 838  
〃 岡崎 正裕 〃 〃 乙 29  
〃 岡崎 昭 〃 〃 乙 48-1

〃 柳本 貞男 〃 〃 乙 264  
 〃 市川 正明 〃 〃 乙 376  
 〃 朝比奈祐介 〃 〃 乙1306  
 監事 堅田 健一 〃 〃 甲1321-4  
 〃 川田 隆雄 〃 〃 丙1300-2  
 〃 中間 和彦 〃 〃 丙 779  
 〃 柳本 和雄 〃 〃 乙 472

(就任)

理事 青木 耕蔵 須崎市上分乙 648-1  
 〃 大崎 豊明 〃 〃 甲1606  
 〃 橋田 孝一 〃 〃 甲1491  
 〃 高野 武幸 〃 〃 甲1316-2  
 〃 山下 裕一 〃 〃 甲1158  
 〃 廣見 茂 〃 〃 甲 460-1  
 〃 上田 泰三 〃 〃 甲 483-ロ  
 〃 梅原 一雄 〃 〃 甲 259  
 〃 川田 光一 〃 〃 丙1364-1  
 〃 中山 正信 〃 〃 丙1006  
 〃 小松 明義 〃 〃 丙 838  
 〃 岡崎 正裕 〃 〃 乙 29  
 〃 岡崎 昭 〃 〃 乙 48-1  
 〃 柳本 貞男 〃 〃 乙 264  
 〃 市川 正明 〃 〃 乙 376  
 〃 朝比奈祐介 〃 〃 乙1306  
 監事 堅田 健一 〃 〃 甲1321-4  
 〃 川田 隆雄 〃 〃 丙1300-2  
 〃 中間 和彦 〃 〃 丙 779  
 〃 柳本 和雄 〃 〃 乙 472

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新改西部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	山本 太郎	香美郡土佐山田町久次 6-イ
〃	依光 章	〃 〃 〃 41-2
〃	田村 茂	〃 〃 〃 308
〃	前田 孝	〃 〃 上改田192
〃	田村 耕三	〃 〃 〃 86
監事	島田 三男	〃 〃 久次 52
〃	大塚 俊介	〃 〃 上改田200-1
(就任)		

理事 山本 太郎 香美市土佐山田町久次 6-イ  
 〃 依光 章 〃 〃 〃 41-2  
 〃 田村 茂 〃 〃 〃 308  
 〃 前田 孝 〃 〃 上改田192  
 〃 田村 宏 〃 〃 〃 206-イ  
 監事 島田 三男 〃 〃 久次 52  
 〃 大塚 俊介 〃 〃 上改田200-1

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市、室戸市、安芸市、宿毛市及び土佐清水市、安芸郡東洋町、安田町及び芸西村、高岡郡檜原町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部林業改革課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成19年4月20日から平成20年2月29日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただ

し、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。  
 (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することがある。

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市、室戸市、安芸市、宿毛市及び土佐清水市、安芸郡東洋町、安田町及び芸西村、高岡郡四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部林業改革課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成19年4月20日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

- 5 その他必要な事項
- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
  - (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
  - (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
  - (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
  - (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成18年12月13日 18高東土第30-9号	香南市野市町西野字 カノ丸2094-1ほか	高知市南川添10-1 ネットヨタ南国株式会社 代表取締役 横田 英毅

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成19年2月13日 18高都計第812号	南国市小籠字弘石 918-2ほか	南国市小籠2-8-2 西内 磨津子
--------------------------	---------------------	----------------------

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成19年4月20日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年3月30日 18高都計第961号	吾川郡春野町芳原字 北東原1316-2	高知市大膳町40 株式会社四国調剤 代表取締役 浜田 嘉則

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する講習を次のとおり実施する。  
平成19年4月20日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 講習に係る警備業務の区分、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
  - (2) 実施期日  
平成19年6月15日（金）並びに同月18日（月）及び19日（火）の3日間
  - (3) 実施場所  
高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ
- 2 受講者定員  
40名
- 3 受講資格者  
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
  - (1) 受講希望の事前申込方法
    - ア 講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により、事前申込みを行うこと。
    - イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
    - ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
  - (2) 事前申込みの受付期間
    - ア 平成19年5月21日（月）及び22日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
    - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。  
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
  - (3) 受講予定者の確定方法
    - ア 受講予定者の確定方法は、1号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者を優先し、それ以外の受講希望者は、申込書の先着順に受講予定者として確定する。
    - イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成19年5月23日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
    - ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
- 5 受講申込手続  
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。
  - (1) 受講申込書等の提出期間  
平成19年5月28日（月）から同月30日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。  
なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
  - (2) 受講申込書等の提出先  
高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
  - (3) 提出書類
    - ア 受講申込書 1通  
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）

第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの

イ 旧資格者証の写し 1通

ウ 受講申込確認書 1通

(4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

-----  
**労働委員会告示**  
 -----

**高知県労働委員会告示第1号**

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成19年4月20日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	住所	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学農学部教授 高知県労働委員会委員 (公益委員)	香南市	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成6年3月25日
筒井早智子	高知県労働委員会委員	高知市	平成14年3月

	(公益委員)		18日
藤原 潤子	社会保険労務士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成14年3月18日
細木 幸彦	高知県労働委員会事務局 局長	高知市	平成18年4月6日
土居 一己	高知県労働委員会事務局 局次長	高知市	平成15年4月3日
中山 健二	高知県労働委員会事務局 審査調整員	高知市	平成18年4月6日
武政 澄夫	UIゼンセン同盟高知県 支部常任委員会議長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成14年3月18日
眞辺 幸博	四国電力労働組合高知県 本部委員長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	吾川郡 いの町	平成15年9月4日
岡林 俊司	日本労働組合総連合会 高知県連合会会長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成16年3月18日
前田 研	高知一般労働組合組合 長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成18年3月22日
中谷 達美	高知県交通労働組合執行 委員長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	室戸市	平成18年3月22日
岩合 武良	入交グループ本社株式 会社常任監査役 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成元年2月1日
渡辺 泰方	高知県経営者協会専務 理事 高知県労働委員会委員	南国市	平成15年9月4日

	(使用者委員)		
森 由枝	有限会社森総合労務セ ンター代表取締役 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成16年3月18日
安岡 範悦	四国運輸株式会社代表 取締役社長 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成18年3月22日
井戸 浩道	株式会社特殊製鋼所代 表取締役社長 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成19年4月5日